

浪江町農業委員会総会議事録  
(令和7年11月定例会)

1 開催日時 令和7年11月20日(木) 午後1時30分から午後1時45分

2 開催場所 浪江町役場 大会議室

3 出席委員(11人) 欠席委員(1人)

会長	4番	菅野 富美恵	(出)
会長職務代理者	1番	鈴木 敬二郎	(出)
委員	2番	松田 孝司	(出)
	3番	岡 高志	(出)
	5番	中野 弘寿	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	高野 順	(欠)
	8番	加藤 修	(出)
	9番	川島 優	(出)
	10番	柴野 正男	(出)
	11番	武藤 栄治	(出)
	12番	三瓶 徳久	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員 出席委員(14人) 欠席委員(5人)

浪江地区担当	畠山 行男	(出)	大堀地区担当	山田 勝広	(出)
浪江地区担当	佐川 洋一	(欠)	大堀地区担当	半谷 祥一	(欠)
浪江地区担当	緒形 亘	(欠)	苅野地区担当	藤田 一宏	(欠)
幾世橋地区担当	鎌田 光男	(出)	苅野地区担当	高野 諭吉	(出)
幾世橋地区担当	廣内 忍	(出)	苅野地区担当	吉田 あや子	(出)
幾世橋地区担当	安部 正之	(出)	苅野地区担当	松本 善郎	(出)
幾世橋地区担当	木幡 裕秋	(出)	苅野地区担当	笠井 宏光	(出)
請戸地区担当	脇坂 薫	(出)	津島地区担当	今野 勝彦	(出)
請戸地区担当	荒川 勝己	(欠)	津島地区担当	木幡 一郎	(出)
大堀地区担当	遠藤 定郎	(出)			

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	1件
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件	1件
議案第3号	農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申出に対し審議の件	2件
議案第4号	令和7年(2025年)度浪江町標準農業労働賃金協定表の改定について	

6 事務局職員

事務局長	大浦 龍爾
事務局次長	長沼 和也
事務局係長	国分 丈典
事務局員	七海 遼哉
事務局員	三浦 久幸
事務局員	紺野 ゆかり

議長 それでは、只今より 11 月定例会を開会いたします。  
ただいまの出席委員数は 11 名でございます。また、推進委員数は 14 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。

まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり 9 番川島委員および 10 番柴野委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、〇番〇〇委員の退席を求めます。

暫時休議いたします。

(〇〇委員退席)

再開いたします。

議案第 1 号について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。  
議案書の 2 ページをご覧ください。

議案第 1 号について、・・・  
(議案書 2 ページ 読み上げ)

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

松本推進委員 藤橋・西台・酒田担当の松本です。  
譲渡人〇〇さんに数回電話をしましたが、つながりませんでした。譲受人〇〇さんとは、11 月 19 日に確認が取れました。  
申請地は、祖父の代に売買契約が済んでおり、譲受人の所有地であると認識して耕作していましたが、平成 10 年に父親が亡くなり相続する際に、名義が〇〇さんのままになっていることが分かりました。  
名義変更して登記しようとした際、譲渡人の子や孫からも遺産分割協議の手続きが必要であることから、滞っていました。震災後は支援事業があり、申請地を隣地の〇〇さんが草刈り等を行っていました。支援事業が終わり、〇〇さんが農地を管理していくことになって、改めて名義変更及び登記をしようとしているところです。  
審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局及び地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第1号に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第1号に原案のとおり承認を与えます。

ここで〇〇委員の入室を認めます。暫時休議いたします。

(〇〇委員入室)

再開いたします。

つづきまして、

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件 について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

議案書の12ページをご覧ください。

議案第2号について、・・・

(議案書12ページ読み上げ)

本案件は、令和6年12月20日に農地転用の許可がされておりましたが、事業遂行までには至らず、事業計画を変更するものです。

議案書の15ページが現況図、16ページが土地利用計画図、19ページが園舎の詳細図となっております。

変更後の工事工程につきましては、令和8年1月から12月までが工期となります。

一般基準の資力、周辺農地への影響については、特段問題がないと考えられます。

議案書の21ページから40ページまで、令和6年12月に許可された変更前の申請関係書類を参考までに添付しております。

本案件は、3,000㎡以下の非線引き都市計画用途地域内農地ですので、当委員会が許可権者となります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員より説明をお願いします。

安部推進委員

幾世橋地区担当の安部です。

浪江町の担当である教育総務課子育て支援係より11月17日電話で申請内容の聞き取りを行いました。

令和 6 年 12 月 20 日付けで農地転用許可を受けていましたが、地盤調査の結果、事務局が先程説明した通り、支持層が想定より深く、液状化のリスクがあるので、構造計算及び杭工事の変更が必要となったため今回の申請となります。

変更後の工程については、令和 7 年 11 月 19 日業者の入札が行われ、12 月の議会で可決されましたら、令和 8 年工期内に増設工事を終える予定だそうです。事業変更があっても周辺土地、作物、家畜への影響はないものと思われま。

ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第 2 号に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第 2 号に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申出に対し審議の件 1 番及び 2 番について、関連しておりますので、一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは一括審議といたします。

議案第 3 号 1 番及び 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

議案書の 41 ページをご覧ください。

議案第 3 号について、・・・

(議案書 41 ページ 読み上げ)

※地区名、地区ごとの合計筆数、合計面積のみ読み上げ

1 番は、新規の貸付、2 番は、再転貸の案件となっております。

議案書の 43 ページが加倉地区、46 ページが酒田地区、49 ページが川添地区、53 ページが北棚塩地区の概要となっております。

なお、各要件については事務局で問題ないことを確認しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第 3 号 1 番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第 3 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 3 号 2 番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第 3 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、  
議案第 4 号 令和 7 年（2025 年）度浪江町標準農業労働賃金協定表の改正 について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

議案書の 55 ページをご覧ください。  
議案第 4 号について、・・・  
(議案書 55 ページ 読み上げ)

本案件は、先月 10 月定例会のその他報告・協議事項等①でご協議いただきました内容でございます。  
議案書の 56 ページをご覧ください。福島県の最低賃金が令和 8 年 1 月 1 日から、1,033 円に引き上げられることが決定したことを受け、協定表における農作業賃金、一般農作業の標準額を 1 時間当たり 1,033 円とし、1 日 8,264 円に引き上げるものです。  
赤字が新たに追加する内容となります。  
議案書の 57 ページをご覧ください。現行の協定表を参考までに添付しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第4号に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第4号に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和7年11月20日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後1時45分

議 長

議事録署名人 (9番)

議事録署名人 (10番)